

申請書（高度再資源化事業計画）

令和 8 年 XX 月 XX 日

環境大臣 殿

(代表) 申請者
 住所 : 東京都千代田区霞が関一丁目 2 番 3 号
 氏名又は名称 : 再資源化株式会社
 代表者の氏名 : 代表取締役 環境 太郎
 電話番号 : XXX-XXXX-XXXX

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第 11 条第 1 項に規定する環境大臣の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 申請者に係る事項

(法第 11 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号)

申請者※共同申請の場合のみ記載		
別添 1 のとおり		
役員（申請者が法人である場合）		
別添 2 のとおり		
令第 2 条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふりがな)	生 年 月 日	本籍
氏 名	役職名・呼称	住所
該当なし		

2. 再資源化の実施方法 (法第 11 条第 2 項第 4 号)	別紙 1 「再資源化の実施方法」 のとおり
-------------------------------------	-----------------------

3. 再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者 (法第 11 条第 2 項第 4 号)	別紙 2-1 「再生部品・再生資源の供給先一覧表（代表的な供給先）」、別紙 2-2 「再生部品・再生資源の供給先一覧表（その他の供給先）」 のとおり
---	--

4. 再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標 (法第 11 条第 2 項第 4 号)	別紙 3 「指標の算出結果」 のとおり
---	---------------------

5. その他再資源化事業の内容 (法第 11 条第 2 項第 4 号)	再資源化を実施する廃棄物の種類 (規則第 3 条第 1 号)	一般廃棄物 (なし) 産業廃棄物 (建設系廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類))
	認定後に実施する再資源化により得られる見込みの再生部品又は再生資源の数量 (規則第 3 条第 1 号)	6,000 トン/年 ※目標年度時点の予定数量を記載すること
	当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする者の事業の内容及び当該者に係る責任の範囲 (規則第 3 条第 2 号)	別紙 4 「認定を受けようとする者の一覧表」 のとおり
	高度再資源化事業に係る一連の行程を申請者が統括して管理する体制 (規則第 3 条第 3 号)	別紙 5-1 「処理管理体制（処理工程）」、別紙 5-2 「処理管理体制（組織及び役割）」 のとおり
	トレーサビリティを確保するための仕組みの概要 (規則第 3 条第 4 号)	別紙 6 「トレーサビリティを確保するための仕組みの概要」 のとおり

6. 高度再資源化事業を実施する区域 (法第 11 条第 2 項第 5 号)	東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、群馬県
---	--------------------------

法人の場合、履歴事項全部証明書のとおり記載する。

単独申請の場合、「該当なし」と記載する。

一般廃棄物はなければ「なし」と記載する。
 産業廃棄物は一般名称+20 分類で記載する。

(別紙 1・補足資料) 計画の概要に記載の事業目標年度の再生材供給量を記載する。

例 1 : 全国 (●● 県は除く)
 例 2 : ●● 県、●● 県、●●
 例 3 : ●● 県▲▲ 市、▲▲ 市

7. 廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別 (法第11条第2項第6号)	別紙4「認定を受けようとする者の一覧表」のとおり	
8. 廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設 (法第11条第2項第7号)	収集又は運搬の実施者 ※再委託受託者とは、第11条第2項第6号に規定する再委託先。 ※該当する者に○を付けること。	申請者 ○
	施設の一覧等	再委託受託者 ○
10. 廃棄物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備 (法第11条第2項第8号及び第9号)	施設の一覧等	別紙7「本事業に用いる回収拠点の一覧表」のとおり
	廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に関する事項	別紙12群「本事業で新たに設置する廃棄物処理施設の詳細」のとおり
	設置しようとする廃棄物の処分の用に供する施設において用いる設備・装置の詳細	別紙13群「廃棄物処理施設を設置する場合の導入予定設備・装置の一覧表」のとおり
11. その他省令で定める事項 (法第11条第2項第10号)	高度再資源化事業を開始してから当該高度再資源化事業により得られる再生部品又は再生資源をその供給を受ける者へ引き渡すまでに要する期間	別紙1「再資源化の実施方法」のとおり
	高度再資源化事業において一般廃棄物処理基準又は法第十三条第四項の政令で定める基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置	別紙14「生活環境に係る被害を防止するための措置について」のとおり
	当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が廃棄物処理施設である場合には、当該廃棄物処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項	別紙10群「本事業に用いる処理施設の詳細」のとおり
	廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に係る着工予定年月日及び使用開始予定年月日	別紙12群「本事業で新たに設置する処理施設の詳細」のとおり
12. 申請者の能力等の証明 (法第11条第4項第5号他)	別紙15「誓約・保証書」のとおり	
【備考】		
<ul style="list-style-type: none"> ● 申請に際しては、登録免許税法に基づく登録免許税として15万円を国（麹町税務署あて）に納付し、その領収書又はその写しを添付すること。 ● 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、「別添●のとおり」と記載し、別添資料を添付すること。 		
【担当者情報】 ※共同申請の場合は代表となる企業等における担当者を記載すること。		
<ul style="list-style-type: none"> ・企業名：再資源化株式会社 ・氏名：山田 太郎 ・住所：東京都千代田区霞が関一丁目2番3号 ・所属：総務部企画課 ・連絡先：（TEL）XXX-XXXX-XXXX、（FAX）XXX-XXXX-XXXX、（Mail）XXXXXXXX@XXXXXX.co.jp 		

別紙11：廃棄物処理施設がない場合は不要。

別紙12群：廃棄物処理施設を新たに設置しない場合は不要。

別紙13群：廃棄物処理施設を新たに設置しない場合は不要。

【別添 1：共同申請における申請者の一覧】

単独申請の場合は不要。

<作成上の注意点>

※共同申請の場合のみ本紙を作成すること。

1. 個人である場合

代表申請者※1	(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所	電話番号
該当なし				

※1：共同申請における代表申請者に丸を付けること。

2. 法人である場合

代表申請者※1	(ふりがな) 名称※2	住所	電話番号	(ふりがな) 代表者の氏名
○	さいしげんか 再資源化株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目2番3号	XXX-XXXX-XXXX	かんきょうたろう 環境 太郎
	〇〇〇〇こうぎょう 株式会社〇〇興業	東京都足立区〇〇X丁目XX番XX号	XXX-XXXX-XXXX	〇〇〇いちろう 〇〇 一郎

法人の種類を表す部分（株式会社、有限会社等）のふりがなは不要。

※1：共同申請における代表申請者に丸を付けること。

※2：法人の種類を表す部分（株式会社、有限会社等）も含め履歴事項全部証明書のとおり記載すること。

【別添2：役員の一覧】

<作成上の注意点>

※申請者に法人を複数含む場合は、構成する法人ごとに本紙を作成すること。

共同申請の場合は、構成する法人ごとに本紙を作成する。

1. 役員が所属する法人

(ふりがな) 名称※	住 所	電話番号	(ふりがな) 代表者の氏名
さいしげんか 再資源化株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目2番3号	XXX-XXXX-XXXX	かんきょう たろう 環境 太郎

※法人の種類を表す部分（株式会社、有限会社等）も含め履歴事項全部証明書のとおり記載すること。

2. 役員の一覧

(ふりがな) 氏 名	役職名	生 年 月 日	本 籍 住 所
かんきょう たろう 環境 太郎	代表取締役	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	東京都千代田区 XXX 一丁目 2 番地 東京都千代田区 XXX 一丁目 2 番 3 号
かんきょう じろう 環境 次郎	取締役	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	千葉県千葉市〇〇区 XXX〇丁目〇番地 東京都千代田区 XXX 一丁目 2 番 3 号
かんきょう さぶろう 環境 三郎	取締役	平成 XX 年 XX 月 XX 日	東京都千代田区 XXX 一丁目 2 番地 東京都千代田区 XXX 一丁目 2 番 3 号
かんきょう はなこ (しげん はなこ) 環境 花子 (資源 花子)	取締役	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	東京都千代田区 XXXXXXXX 東京都千代田区 XXXXXXXX
すずき けいこ (きむ けいこ) 鈴木 敬子 (金 敬子)	監査役	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	韓国 東京都渋谷区 XXX 一丁目〇〇番〇〇号 〇〇マンション〇〇
...

【旧氏(旧姓)の使用について】
別添1の法人役員記載欄等、全頁で共通し個人の氏名を記載する際は、旧氏使用が可能である。
旧氏使用を希望する場合は、氏名欄に旧氏を併記(※)し、必要に応じ旧氏が記載された住民票の写しや登記事項証明書等、公的な証明書類を添付すること。なお、旧氏のための単記は不可とする。
(※)「氏 名前(旧氏 名前)」とする。 記載例「環境花子(資源 花子)」

【別添3：添付資料一覧】

申請者の区分	個人	
	法人	○
廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設の設置の有無	あり	○
	なし	

※該当する項目に「○」を付けること。

添付資料	資料番号	書面の有無
1. 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面 （規則第2条第1号）	添付1	○
2. （申請者が法人である場合） 定款及び登記事項証明書 （規則第2条第2号）	添付2	○
3. （申請者が個人である場合） 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。） （規則第2条第3号）	添付3	
4. 申請者（法第十一条第二項第六号に規定する者がある場合にあつては、当該者を含む。）が規則第九条第一号イ及びロに掲げる基準に適合することを示す書類 （規則第2条第4号）	添付4	○
5. 法第十一条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類 （規則第2条第5号）	添付5	○
6. 申請者（法第十一条第二項第六号に規定する者がある場合にあつては、当該者を含む。）が法第十一条第四項第五号イからトまでのいずれにも該当しないことを示す書類 （規則第2条第6号）	添付6	○
7. 当該申請に係る廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設が規則第九条第二号イ及びロに掲げる基準に適合することを説明する書類 （規則第2条第7号）	添付7	○
8. 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が規則第九条第三号イ、ロ及びニ並びに第十条各項に掲げる基準に適合することを説明する書類 （規則第2条第8号）	添付8	○
9. 当該施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている場合にあつては、当該許可を受けていることを証する書類 （規則第2条第9号）	添付9	○
10. （廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合） 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図 （規則第2条第10号イ）	添付10	○
11. （廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合） 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 （規則第2条第10号ロ）	添付11	○
12. 再資源化により得られる再生部品又は再生資源が法第十一条第二項第四号に規定する者に対して供給されると見込まれることを確認できる書類の写し （規則第2条第11号）	添付12	○
13. （廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合） 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類 （法第11条第3項）	添付13	○
14. （廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合） 当該廃棄物処理施設に関する法第十一条第二項第九号ニに掲げる計画が規則第十条で定める技術上の基準に適合していることを示す書類 （規則第2条第8項）	添付14	○

※添付した項目に「○」を付けること。

添付1	事業所全体の平面図 保管施設の構造がわかる図面 中間処分施設の構造がわかる図面
添付2	定款 登記事項証明書（※3）
添付3	住民票（※3）
添付4	・責任の区分に応じた日本産業廃棄物処理振興センターの修了（※1）
	・貸借対照表及び損益計算書（※3）（※4）
	・納税証明書（※3）（※4）
	・その他財務状況に応じた必要な書類
添付5	別紙3に記載された指標の算出根拠を示す資料
添付6	役員の住民票（※1）（※2）
	政令使用人の住民票（※1）（※2）
添付7	誓約書・保証書（※1）（※2）
添付8	誓約書・保証書（※1）（※2）
添付9	最新の施設許可証
添付10	処理工程図
	処理能力計算書 付近の見取図
添付11	技術管理者認定講習修了証等
添付12	供給を受ける者との連携が確認できる資料
添付13	生活環境影響調査結果の写し
添付14	施設の種類に応じた説明資料

（※1）申請者が産業廃棄物中間処分業者の場合、最新の産業廃棄物処分業の許可証の添付をもって代えることができる。

（※2）再委託受託者については誓約書を提出する。

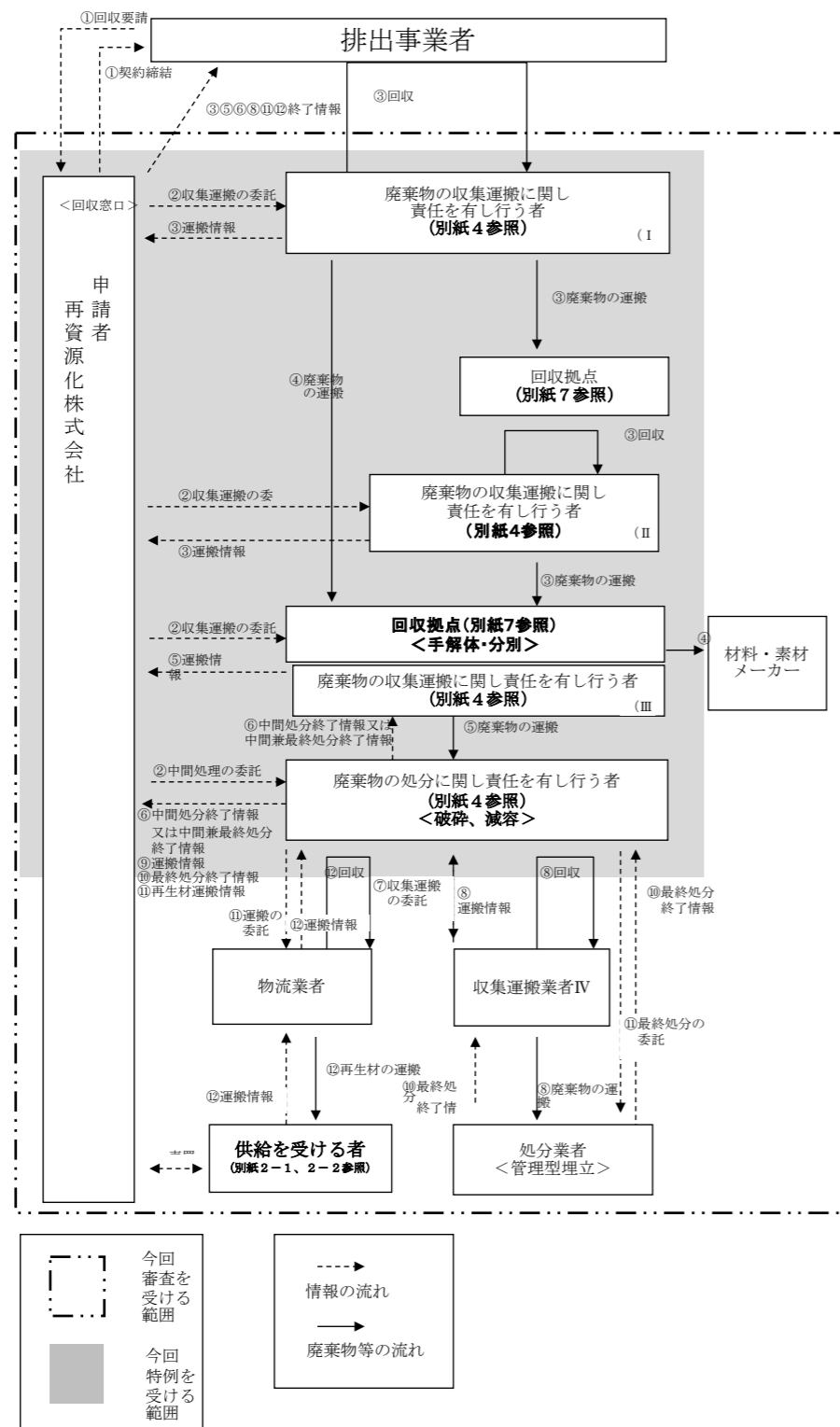
（※3）申請日から3か月以内。

（※4）過去3年分を提出する。

再資源化の実施方法

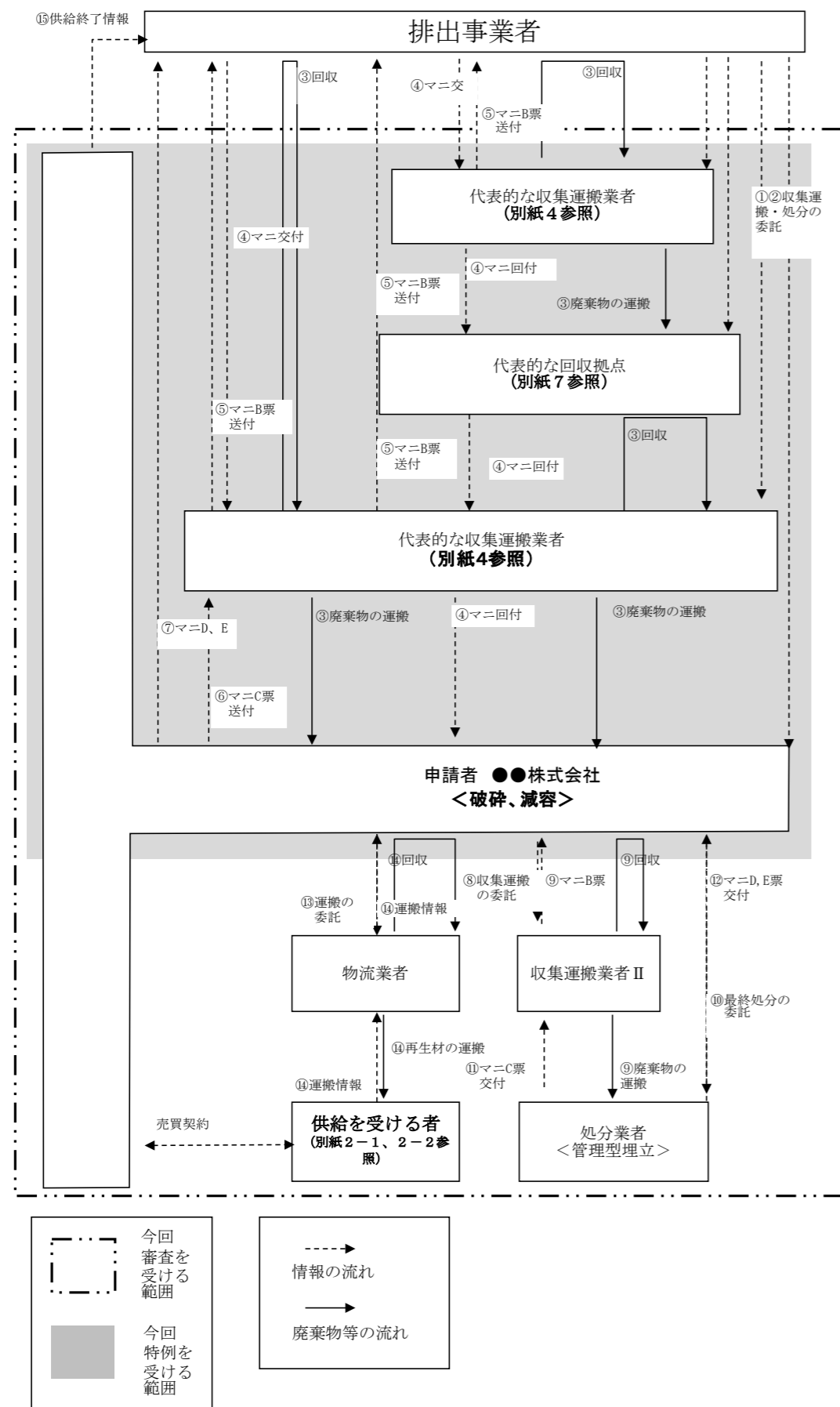
1. 処理フロー図

(例1：廃棄物処理法に基づく許認可を既に保有する処分事業者への再委託を前提とした処理体制を敷く場合)



- ・ 廃棄物の回収から再資源化を経て最終処分施設及び再資源化により得られた物の利用までの、一連の再資源化の流れと情報の流れについてのフロー図及び必要事項を記入する。
- ・ 再資源化により残渣が生じる場合は、その処理の委託先及び処理方法についても記入する。
- ・ マニフェストの運用が必要な事業については、その流れも記載すること。
- ・ 今回審査を受ける範囲と今回特例を受ける範囲を明確にする。
- ・ 生活環境保全上支障が生じるおそれのある廃棄物を扱う場合は、防止措置を講じる旨を記載する。
- ・ 別紙4、別紙7、別紙2-1、別紙2-2と整合性がとれるように記載する。

(例2：申請者が自ら保有する処分業許可の活用を前提とした処理体制を敷く場合)



2. 再生部品又は再生資源の供給までに要する期間

1	本事業で対象とする廃棄物等を収集してから法第11条第2項第8号に規定する施設に搬入されるまでに要する期間	20日
2	法第11条第2項第8号に規定する施設に搬入されてから再生部品又は再生資源に加工されるまでに要する期間	10日
3	再生部品又は再生資源に加工されてから法第11条第2項第4号に規定する者に供給されるまでに要する期間	20日
4	上記1～3の期間の総和	50日
<p>(総和が45日を超過する場合は当該事由について記載すること)</p> <p>(1) 廃棄物の再生資源化施設の回収拠点において廃棄物がまとまった廃棄物を保管する日数</p> <p>(2) 収集された廃棄物を効率よく処理するために要する日数</p> <p>(3) 再生資源を物流業者に効率よく引き渡すために要する日数</p> <p>以上の理由から、総日数として50日を要する。</p>		

- ・期間ごとに(業界や事業の特性を踏まえ)合理的な数値を記載する。
- ・各期間の合計が45日を超過した際の事由は(業界や事業の特性を踏まえ)合理的な説明を記載する。

3. 地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組

<p>(自由記述)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供向け環境講座の開催(年2回:6月、11月) ・毎年8月〇〇市民会館で行われるイベントにブースを出展 ・再委託先として地元の収集運搬業者を採用する。 ・従業員として地域住民を雇用する。 ・企業版ふるさと納税を実施する。 <p>(過去の取組状況は別紙資料のとおり)</p>

- ・具体的な取組み内容を記載する。
- ・取組み状況がわかる資料を添付する。

【例】

- ・児童・生徒等の地域住民を対象とした環境学習会の開催。
- ・再委託先として地元の収集運搬業者を採用する。
- ・従業員として地域住民を雇用する。
- ・企業版ふるさと納税を実施する。

4. 廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組

<作成上の注意点>

※廃棄物処理施設を設置する場合のみ記載すること。

※地域との理解醸成に向けた取組を記載すること。

実施の内容	(自由記述) ・周辺住民を対象とした説明会の実施
当該実施内容が調和の確保に向けた取組として適切だと判断した理由	(自由記述) ・事業場の敷地境界線からの水平距離が●m以内の区域に居住する住民に対し住民説明会開催の告知チラシを配布し、周知を行った。 ・町内会の掲示板に住民説明会開催の告知チラシを2週間掲示した。 ・説明会では質疑応答の時間を設け、質問に対してはその場で責任者が説明を行った。 (説明会開催の状況は別紙のとおり)

廃棄物処理施設を設置する場合のみ記載し、それ以外の場合は本項目を削除する。

【取組の例】

- ・周辺住民を対象とした説明会の実施
- ・周辺家屋への戸別訪問及び事業の説明。
- ・周辺地域で実施される会合での説明の実施。
- ・個別説明の実施。
- ・協議会の開催。
- ・設備稼働後の情報公開、見学会の開催。

5. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

<作成上の注意点>

※高度化法で事業拡大をする場合のみ記載すること。

※申請者に係る内容のみを記述し、再委託受託者の内容は含めないこと。

※財務状況に応じて、添付4として追加書類を求める場合がある。

施設の設置及び増築等に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	90,000 千円	
土地		
事務所		
処理施設	70,000 千円	
保管施設	20,000 千円	
調達方法	自己資金	40,000 千円
	借入金	50,000 千円
	(借入先名)	昭和興業銀行 30,000 千円
		令和信用金庫 20,000 千円
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

・新規設備投資を伴う場合は記入が必要。それ以外の場合は本項目を削除する。

・財務状況に応じて添付4として追加書類を求める場合がある。

当面の運転資金及びその資金の調達方法		
事業の実施に要する資金の総額	金 額 (千円)	
事業の実施に要する資金の総額	30,000 千円	
調達方法	自己資金	
	借入金	30,000 千円
	(借入先名)	昭和興業銀行
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

(別紙1・補足資料)計画の概要

申請者	氏名又は名称	再資源化株式会社							
	住所	東京都千代田区霞が関一丁目2番3号							
事業内容	事業を実施する区域	東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、群馬県							
	計画で取り扱う廃棄物の種類と性状	一般廃棄物 (なし) 産業廃棄物 (建設系廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)) ペレット状							
	廃棄物の排出元の業種	建設業							
	処分拠点の名称及び住所	再資源化株式会社 関東事業所第一工場	千葉県柏市〇〇町XXXX番地						
		株式会社彩乃国環境 さいたま事業所	埼玉県春日部市●●町〇〇番地						
	再資源化により得られる再生材の種類	例：自動車用内装材に使用される再生プラスチックペレット							
	再生部品又は再生資源の供給を受ける者	株式会社神奈川工業	神奈川県川崎市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号						
	再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標等								
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
			計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	事業目標年度
再生材供給量 [トン]		0	3,000	3,500	4,000	4,500	5,300	6,000	
廃棄物の処分量 [トン]		0	11,000	12,000	13,000	14,000	14,500	15,000	
指標	① 温室効果ガスの削減効果 [%]	設備導入	4.2% 減少	7.1% 減少	11.4% 減少	14.2% 減少	21.4% 減少	28.6% 減少	
	② 資源循環効果 [%]	設備導入	27.2%	29.1%	30.7%	32.1%	36.5%	40.0%	
事業及び処理プロセスの概要	(自由記述)								

補足資料「計画の概要」については地方公共団体に意見聴取等を行う際に、地方公共団体に共有する場合がある。

添付5との整合に留意しつつ、指標の算出結果について記載する。

文章による記載でもよい。

再生部品・再生資源の供給先一覧表（代表的な供給先）

No.	供給先に係る情報		概要						
1	氏名又は名称		株式会社神奈川工業						
	法人番号		XXXXXXXXXXXXXX						
	供給先事業所の住所		神奈川県川崎市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号						
	供給の見込み	供給対象物	再生プラスチック						
		利用用途	自動車用内装材						
		年間供給量 [トン] ※供給開始年（令和 9 年）							
			令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	事業目標年度		
	0	1,500	2,000	2,500	2,800	3,300	3,700		
2	氏名又は名称		令和工業株式会社						
	法人番号		XXXXXXXXXXXXXX						
	住所		埼玉県さいたま市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号						
	供給の見込み	供給対象物	再生プラスチック						
		利用用途	自動車用内装材						
		年間供給量 [トン] ※供給開始年（令和 9 年）							
			令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	事業目標年度		
	0	1,500	1,500	1,500	1,700	2,000	2,300		

・再生部品又は再生資源の量又は質のいずれかの観点で代表的と考える供給先 1 者～2 者を記載する。
 ・代表的な供給先については、供給されると見込まれる確認できる書類の写しの添付が必要。
 （代表的な供給先に変更が生じた場合は、変更認定の対象となることに留意する。）

※認定後に別紙 2 - 1 に記載されている代表的な供給先の変更する場合は、法第 12 条第 1 項に規定する変更認定が必要。

再生部品・再生資源の供給先一覧表（その他の供給先）

No.	供給先に係る情報		概要
1	氏名又は名称		株式会社鈴木工業
	法人番号		XXXXXXXXXXXXXX
	供給の見込み	供給対象物	再生プラスチック
		利用用途	自動車用内装材
2	氏名又は名称		小林製作所株式会社
	法人番号		XXXXXXXXXXXXXX
	供給の見込み	供給対象物	木くず
		利用用途	パーティクルボード原材料
3	氏名又は名称		環境建設株式会社
	法人番号		XXXXXXXXXXXXXX
	供給の見込み	供給対象物	がれき類
		利用用途	路盤材用の再生砕石
4	氏名又は名称		…
	法人番号		…
	供給の見込み	供給対象物	…
		利用用途	…
…	氏名又は名称		…
	法人番号		…
	供給の見込み	供給対象物	…
		利用用途	…

当該廃棄物から製造される再生部品・再生資源の供給先について必要事項を記載する。

指標の算出結果

		事業シナリオ							基準シナリオ	備考
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度		
		(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	事業目標年度		
温室効果ガスの削減効果	温室効果ガス排出量 [kgCO ₂ e/トン]	7,000	6,700	6,500	6,200	6,000	5,500	5,000	7,000	
	基準シナリオとの比較※	—	4.2% 減少	7.1% 減少	11.4% 減少	14.2% 減少	21.4% 減少	28.6% 減少		
資源循環効果	再生材供給量 [トン]	0	3,000	3,500	4,000	4,500	5,300	6,000		
	廃棄物の処分量 [トン]	0	11,000	12,000	13,000	14,000	14,500	15,000		
	資源循環効果 [%]	—	27.2	29.1	30.7	32.1	36.5	40.0	20.0	
	基準シナリオとの比較※	—	7.2pt 増加	9.1 pt 増加	10.7 pt 増加	12.1 pt 増加	16.5 pt 増加	20.0pt 増加		
操業に関する備考		事業所建設	第4四半期から稼働予定					指標として扱う		

添付5との整合に留意しつつ、指標の算出結果について記載する。

※(計画値)については、事業目標年度までにに向けた参考値

※各数値の根拠については添付5参照

認定を受けようとする者の一覧表

1. 廃棄物の収集又は運搬に関し責任を有し行う者

No.	申請者・再委託受託者の別	氏名又は名称	法人番号	住所（申請者及び個人の場合のみ記入）
1	申請者	再資源化株式会社	XXXXXXXXXXXXXX	東京都千代田区霞が関一丁目2番3号
2	再委託受託者	令和物流株式会社	XXXXXXXXXXXXXX	—
3	再委託受託者	資源太郎（再生運送）	—	千葉県船橋市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

2. 廃棄物の処分に関し責任を有し行う者

No.	申請者・再委託受託者の別	氏名又は名称	法人番号	住所（申請者及び個人の場合のみ記入）
1	申請者	再資源化株式会社	XXXXXXXXXXXXXX	東京都千代田区霞が関一丁目2番3号
2	再委託受託者	株式会社彩乃国環境	XXXXXXXXXXXXXX	—

3. 規則第4条第2項に規定する措置(再委託受託者の追加に係る措置)

措置の有無	あり ・ なし
具体的な措置の内容	<p>(自由記述)</p> <ul style="list-style-type: none"> 再委託受託者と契約締結後、当日中に再委託受託者リストの情報を更新する。最新の再委託受託者リストが掲載されている HP のアドレスを環境省と共有する。

・ 電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により再委託先に係る情報を確認できる措置の有無及びその内容について記載する。

・ 措置の有無は「あり」「なし」のどちらかを○で囲む。

・ 有の場合は具体的な措置の内容を記載する。

(具体的な措置の内容の例)

- 最新の再委託受託者リストが掲載されている HP のアドレスを環境省と共有する。
- 最新の再委託受託者リストを管理しているシステムの閲覧者IDを環境省に付与する。
- 再委託受託者のリストを更新した後、直ちに(少なくとも当日中に)そのリストを環境省にメールで共有する。

処理管理体制（処理行程）

<作成上の注意点>

※申請者からの再委託ではなく、排出事業者が廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を有する事業者に対して委託を行う場合は、当該事業者の管理体制の作成は省略することができる。

<記載例>

- ① 排出事業者が当社に廃棄物の処理を委託しようとした際、当社は排出事業者と××の廃材、残材及び流通不良品の収集運搬及び処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第6条の2の委託基準に従い委託契約を締結する。その際、委託を受けて処理を行う者との再委託契約に関する承諾も行う。排出事業者は上記の回収すべき廃棄物が発生した場合は、電子メールで当社情報センターに直接回収要請をする。
- ② 当社情報センターが回収要請を受けた場合、再委託契約を締結した収集又は運搬に関し責任を有し行う者（以下「収集運搬業者」という。別紙4参照）に引き取りの指示を行うとともに、再委託契約を締結した処分に関し責任を有し行う者（以下「処分業者」という。別紙4参照）に処分の指示を行う。その際、廃棄物の処理の確認方法については産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を活用する。
- ③ 収集運搬業者（Ⅰ）は、排出事業者のもとに赴き廃棄物を引き取り、管理票に排出事業者の確認等を受け、自らの受領確認の署名等を付した後、排出事業者に管理票の控え（a票）を渡し、回収拠点（令和物流株式会社。別紙7参照）へ運搬する。当社は、回収拠点において管理票の排出事業者の確認、収集運搬業者（Ⅰ）の受領確認の署名等を確認するとともに、搬入された廃棄物の確認を行い、受領確認の署名等を付し、管理票の控えを収集運搬業者（Ⅰ）に2部（b1票及びb2票）渡す。収集運搬業者（Ⅰ）は管理票の控えの1部（b2票）を当社情報センターに送付し、1部（b1票）は自社で保管する。当社情報センターは、収集運搬業者（Ⅰ）から送付を受けた管理票の控え（b2票）の写しを排出事業者へ送付し、回収拠点への搬入終了を通知する。なお、一部は中継拠点となる回収拠点を通過する。この場合、回収された廃棄物が一定量に達するか一定期間経過したとき、収集運搬業者（Ⅱ）が当該廃棄物を上述の回収拠点（令和物流株式会社など。別紙7参照）へ運搬する。
- ④ 搬入された廃棄物は、関東分別センター（別紙7参照）で分別・手解体を行い、後段の工程で使用しない■■は製品等の原料として材料・素材メーカーに売却する。
- ⑤ 回収された廃棄物が一定量に達するか一定期間経過したとき、収集運搬業者（Ⅲ）は当該廃棄物を処理拠点（関東事業所 第一工場など。別紙8-1参照）まで運搬する。処理拠点では管理票の排出事業者の確認、収集運搬業者（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）、回収拠点の受領確認の署名等を確認するとともに、搬入された廃棄物の確認を行い、受領確認の署名等を付し、管理票の控えを収集運搬業者（Ⅲ）に2部（b3票及びb4票）渡す。収集運搬業者（Ⅲ）は管理票の控えの1部（b4票）を処理拠点に渡し、1部（b3票）は自社で保管する。処理拠点では管理票の控え（b4票）の写しを当社情報センターへ送付する。
※独自の廃棄物管理票を使用する場合当社情報センターは、処理拠点から送付を受けた管理票の控え（b4票）の写しの写しをとり、排出事業者へ送付し、処理拠点への搬入終了を通知する。

別紙1の処理フロー図との整合に留意しつつ、排出事業者から中間処理、再生利用までにかかる一連の廃棄物処理の流れについて、その処理管理体制を記載する。

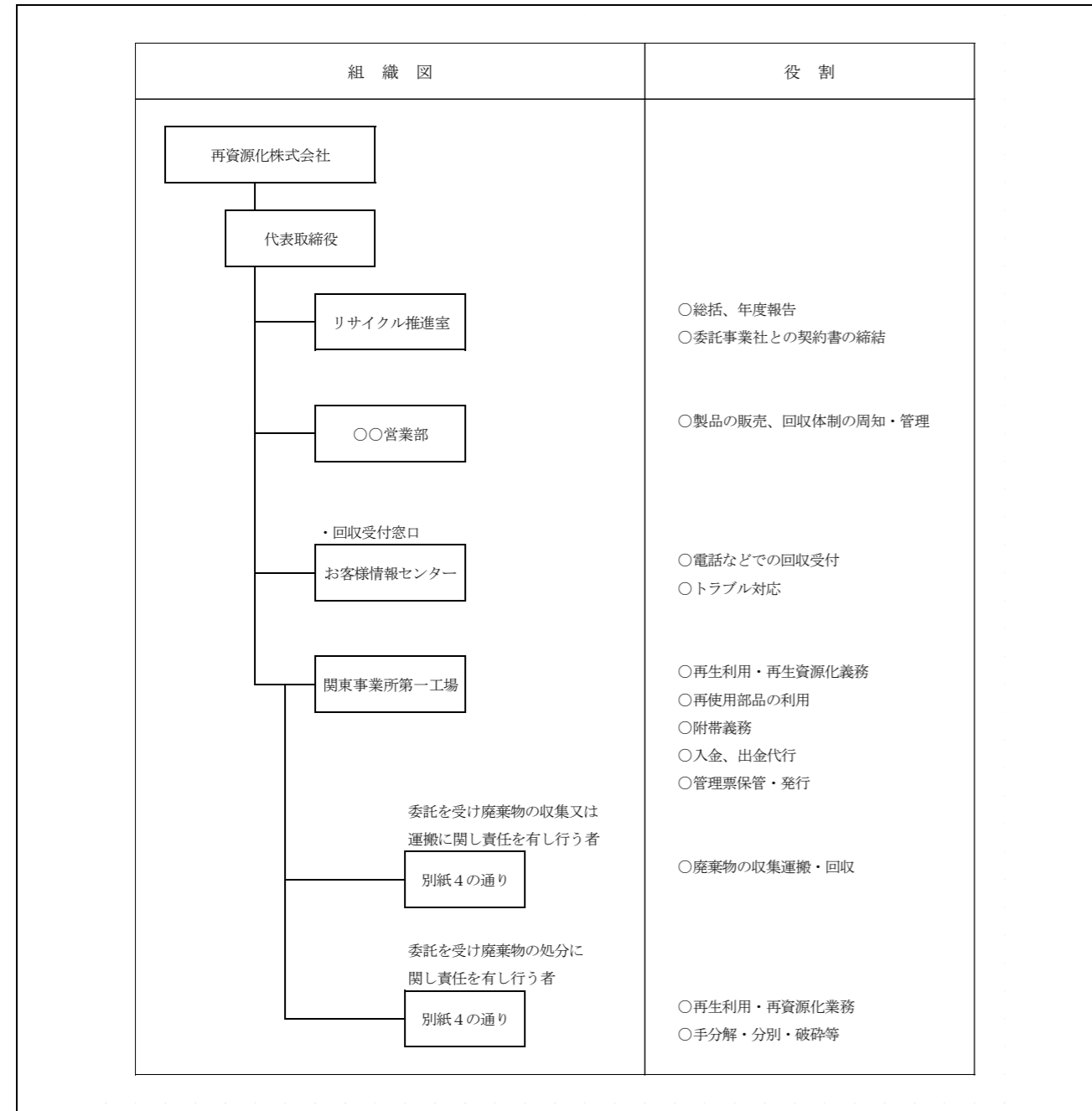
- ⑥ 搬入された廃棄物は、処分業者の処理施設で破碎及び圧縮する。処分業者の処理施設での処分が終了した際、処分業者は管理票に処分終了年月日等を付し、収集運搬業者（Ⅲ）及び当社情報センターへ管理票の控えを1部ずつ（c 2票及びd票）送付し、それぞれ保管する。処分業者は管理票の控え（c 1票及びe票）を保管する。当社情報センターは、処分業者から送付を受けた管理票の控え（d票）の写しを排出事業者へ送付し、中間処理が終了したことを通知する。
- ⑦ 処分業者の処理施設での処理に伴い廃棄物（残渣物）が発生する場合、処分業者は当該廃棄物の排出事業者（以下「処分事業者」という。）として収集運搬について、収集運搬業者と施行令第6条の2の委託基準に従い産業廃棄物処理委託契約を結び、処理を委託する。

処理管理体制（組織及び役割）

<作成上の注意点>

※申請者の管理体制について記載すること。

<記載例>



排出事業者から中間処理、再生利用までにかかる一連の廃棄物処理の流れに関与する各主体がどのような役割を担っており、どのような業務を行っているか記載する。

トレーサビリティを確保するための仕組みの概要

<記載例>

本事業においては、再資源化事業等高度化法施行規則に定めるトレーサビリティの定義に基づき、廃棄物の収集・運搬から再資源化処理、並びに再生部品又は再生資源として需要家へ引き渡されるまでの一連の工程について、廃棄物及び再資源化物の種類、数量、性状及び所在を一貫して把握・管理する仕組みを構築することにより、適正な資源循環の確保を図る。

1. 管理対象と管理単位

トレーサビリティの管理対象は、認定事業計画に基づき取り扱う廃棄物および当該廃棄物を再資源化して得られる再生資源又は再生部品とする。管理単位は、排出事業者ごと、引取日ごと、及び品目・種類ごとに設定し、再生資源はロット管理を行う。

2. 収集・運搬段階における管理

廃棄物の収集・運搬段階においては、排出事業者名、排出場所、廃棄物の種類、数量（重量又は容積）、性状、引取日時、運搬担当者等を記録する。これらの情報は、電子データ又は書面により記録・保管し、運搬中の所在および処理施設への搬入状況を確認可能な状態とする。

3. 再資源化（処理）段階における管理

処理施設に搬入された廃棄物については、受入時点で数量及び性状を確認し、受入記録を作成する。その後の選別、破碎、洗浄、成形等を行った対象物を記録し、処理終了後にロット単位で数量、品目、数量、品質・性状を記録することにより、廃棄物から再生資源等への追跡可能とする。また、処理過程で発生する残さや不適物についても、その数量及び処理方法を記録し、全体の物量収支が確認できる体制を構築する。これらの情報は、電子データまたは書面により記録・保管し確認可能な状態とする。

4. 再生資源等の保管・出荷段階における管理

再資源化により得られた再生部品又は再生資源については、品目、数量、品質・性状、保管場所を明確に区分し、ロット単位で管理する。需要家への引渡しに際しては、引渡日、引渡先、引渡数量等を記録し、当該再生資源等がどの廃棄物から再資源化されたものであるかを遡って確認できる状態を確保する。これらの情報は、電子データまたは書面により記録・保管し確認可能な状態とする。

5. 情報の一元管理と保存

上記の各段階で作成・取得した情報は、事業者が統括して管理する体制の下で一元的に整理・保存する。記録は、国及び関係自治体からの求めに応じて速やかに提示できるよう、一定期間保存する。これにより、再資源化の実施状況の把握・検証を可能とするとともに、透明性の高い資源循環の実現に資するものとする。

- ・排出元事業者から、収集運搬、中間処理、再生材の供給までにかかる一連の廃棄物の処理の流れについてトレーサビリティを担保している仕組みを記載する。
- ・廃棄物の種類、数量、性状、所在の4点について、誰が、何時、何処で、何を、どうやって処理しているのかの情報を明示する。
- ・マニフェスト制度に準じた方法等によって管理を行う場合は、管理システムの概要を示す図と具体的な管理方法を記入する。
- ・独自のシステム・管理手法を用いる場合は、当該システム・管理手法の概要を示す図と具体的な管理方法を記入する。

本事業に用いる回収拠点の一覧表

<作成上の注意点>

※「回収拠点」とは、廃棄物の収集又は運搬を行う事業所を指す。

※「回収拠点 No.」は別紙 4 で記載した「廃棄物の収集又は運搬に関し責任を有し行う者」の No.を親番号とし、それぞれの者の回収拠点ごとに子番号を付けること。

回収拠点 No.	申請者・再委託受託者の別	氏名又は名称	法人番号	回収拠点の名称及び所在地
1 - 1	申請者	再資源化株式会社	XXXXXXXXXXXXXX	関東分別センター (千葉県柏市〇〇町 XXXX 番地)
1 - 2	申請者	同上	同上	XXX センター (■■県▲▲市・・・)
2 - 1	再委託受託者	〇〇物流株式会社	XXXXXXXXXXXXXX	XXX 事業所 (■■県▲▲市・・・)
3 - 1	再委託受託者	資源太郎 (再生運送)	—	船橋事業所 (千葉県船橋市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号)
			—	

- ・回収拠点とは、回収 BOX ではなく、また、運搬車両の拠点でなく、積替え保管の場所を記載する。
- ・手選別のみを行う事業所は回収拠点に記載する。※添付資料に記載は不要であるが、要件としては下記。
- ・廃棄物の形状に応じた構造であること。
- ・油の漏洩や汚水の発生・流出等により、公共の水域、土壌や地下水の汚染のおそれがある場合は、地下浸透を防止するためのコンクリート敷設や、汚水の流出を防止するための排水溝の設置等の周辺環境の汚染を防止する措置が講じられていること。

本事業に用いる処分拠点の一覧表

<作成上の注意点>

※「処分拠点」とは、処理施設が1つ以上存在する申請者及び再委託受託者の事業所を指す。

※処分拠点には手解体・分別を行う拠点を含む。

※「処分拠点 No.」は別紙4で記載した「廃棄物の処分に関し責任を有し行う者」のNo.を親番号とし、それぞれの者の処分拠点ごとに子番号を付けること。

【高度再資源化事業計画の認定範囲】

処分拠点 No.	申請者・再委託受託者の別	氏名又は名称	法人番号	処分拠点の名称及び所在地	処理内容
1 - 1	申請者	再資源化株式会社	XXXXXXXXXXXXXX	関東事業所 第一工場 (千葉県柏市〇〇町 XXXX 番地)	破碎処理
2 - 1	再委託受託者	株式会社彩乃国環境	XXXXXXXXXXXXXX	さいたま事業所 (埼玉県春日部市●●町〇〇番地)	破碎処理

・申請者及び再委託受託者の全ての処分拠点（処理施設が1つ以上存在する申請者及び再委託受託者の事業所）の必要事項を記載する。

【高度再資源化事業計画の認定範囲外】

処分拠点 No.	申請者・ 再委託受託者 の別	氏名又は名称	法人番号	処分拠点の名称及び所在地	処理内容
1 - 1	-	(株)XXXX	XXXXXXXXXXXXXX	XXX 事業所 第二工場 (■■県▲▲市・・・)	最終処分
1 - 2	-	同上	同上	XXX 事業所 第三工場 (■■県▲▲市・・・)	最終処分
2 - 1	-	XXXX(株)	XXXXXXXXXXXXXX	XXX 事業所 (■■県▲▲市・・・)	焼却
3 - 1	-	XXXX(株)	XXXXXXXXXXXXXX	XXX 事業所 (■■県▲▲市・・・)	焼却

・高度再資源化事業計画の認定範囲外とは、残渣の処分先を明記すること。

各処分拠点の詳細

別紙 8 【高度再資源化事業計画の認定範囲】に記した処分拠点ごとに作成する。

<作成上の注意点>

※本紙は別紙 8 【高度再資源化事業計画の認定範囲】に記した処分拠点ごとに作成すること。

※右上の別紙番号は、下記 1.の「処分拠点 No.」の親番号・子番号を用いて、「別紙 9-親-子」となるように採番すること。

1. 処分拠点の概要

処分拠点 No.	申請者・再委託受託者の別	氏名又は名称	法人番号	処分拠点の所在地（若しくは場所）	電話番号
1 - 1	申請者	再資源化株式会社	XXXXXXXXXXXXXX	<廃棄物処理法における許可を有していない（又は当該認定で事業拡大）を行う場合> 「3.事業地の状況」参照	XXX-XXXX-XXXX

所在について、既に廃棄物処理法における許可を有している拠点の場合は住所、廃棄物処理法における許可を有していない（又は当該認定で事業拡大）を行う場合は、「3. 事業地の状況参照」と記載する。

2. 事業地の想定条件

廃棄物処理法に基づく許可を保有していない事業地である		→ 「3. 事業地の状況」を記入すること
廃棄物処理法に基づく許可を保有する事業地であるが、事業地の拡大を行う	○	
上記以外（いずれにも当てはまらない）		→ 「3. 事業地の状況」の記入は不要

※該当するものに○を付けること

3. 事業地の状況

<作成上の注意点>

※2.で「廃棄物処理法に基づく許可を保有していない事業地である」もしくは「廃棄物処理法に基づく許可を保有する事業地であるが、事業地の拡大を行う」に該当する場合にのみ下表を記入し、該当しない場合は空欄とすること。

登記簿上の所在地	地番	地目	一部利用※1の該当	所有者※2
千葉県柏市〇〇大字■■■	180番1	宅地	非該当	再資源化株式会社
千葉県柏市〇〇大字■■■	180番2	宅地	該当	同上
千葉県柏市〇〇大字■■■	180番3	雑種地	非該当	同上
千葉県柏市〇〇大字■■■	180番4	雑種地	非該当	有限会社〇〇商店

※1 該当筆の全ての敷地ではなく、一部のみを使用する場合に該当します。一部利用の際は控除面積を明らかにする図面を添付すること。

※2 申請者が所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付すること。

(申請時に所有権等を有しない場合は、事業開始前に報告徴収等により権利を有している状態であるか確認する)

- ・許可の保有がない場合又は事業地を拡充する場合以外は不要。
- ・該当筆の全ての敷地ではなく、一部のみを使用する場合は控除面積を明らかにする図面を添付する。
- ・申請者が所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付する。
- ・申請時に所有権等を有しない場合は、事業開始前までに権利を有している状態にする（事業開始後立入検査等により状況を確認する）。

4. 計画地周辺の状況

排水の状況					その他
排水の状況	公共下水道	公共用水域※	地下浸透	無	主な搬入路は事業所前の県道●号及びそれに接続される国道●号とする 周辺に教育施設・病院の設置無
		○			
※公共用水域の場合 水路名 (○○用悪水路)					
雨水排水の状況	公共下水道	公共用水域※	地下浸透	無	
			○		
※公共用水域の場合 水路名 ()					

※排水の状況については、該当するものに○をつけること。

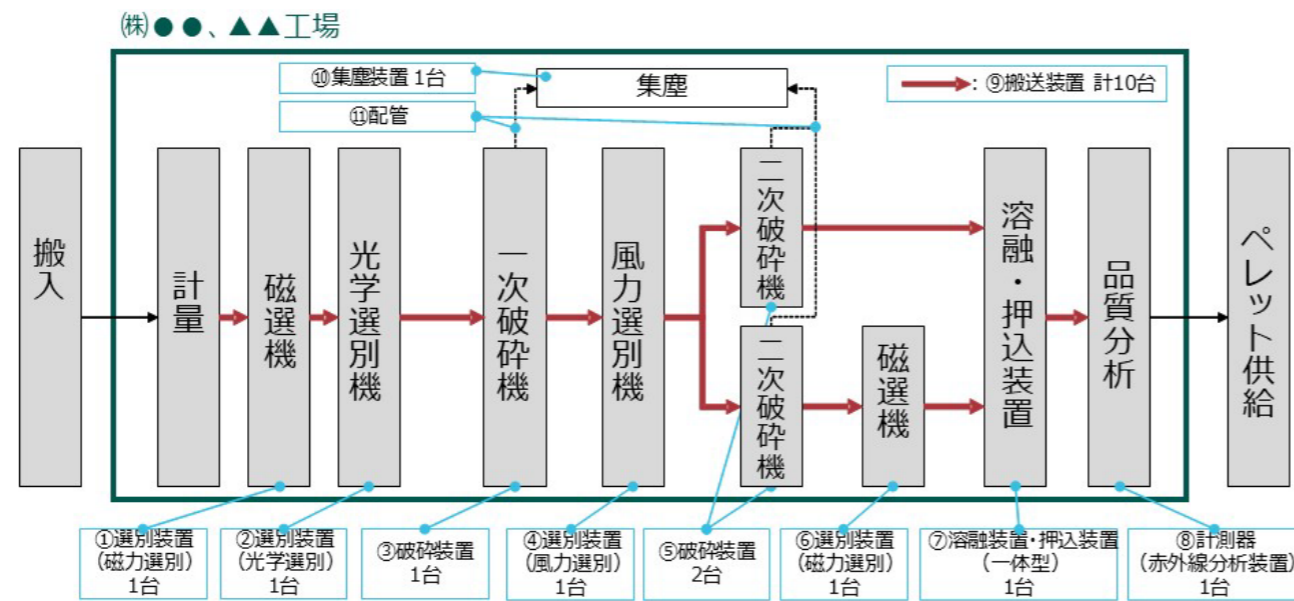
本計画を実施する処分拠点について、用途地域、計画地周辺の状況（住居の有無、ある場合は計画地からの最短距離）や処理施設の一覧、各処理施設の詳細情報を記載する。

5. 上記処分拠点における工程図

<作成上の注意点>

※各拠点において搬入（処理対象の廃棄物等や中間品など）から搬出（中間品や処理残渣など）に至るまでに存在する全ての工程を記載すること。

(自由記述)



- ・主要設備、作業の記載等をもれなく記載する。
- ・残さ物、排水、排ガスについて漏れなく記載する。

6. 本処分拠点に含まれる保管施設の概要

<作成上の注意点>

※申請者が自ら設置する施設のみ記載すること

※「保管施設 No.」は1. に記載した「処理施設 No.」を親番号及び子番号とし、それぞれの保管施設ごとに孫番号を付けること。

保管施設 No.	保管する廃棄物の種類	処理前及び 処理後の別	保管面積	保管高さ※	設置場所の別（屋内又は屋外）	
						屋外保管を伴う場合の対応方針
1 - 1 - 1	廃プラスチック類	処理前	150m ²	3.1m	屋外	プラスチックドラムを用いて保管
1 - 1 - 2	廃プラスチック類	処理後	200m ²	4.1m	屋内	—
1 - 1 - 3	廃プラスチック類	処理後	100m ²	1.9m	屋外	密閉できる鉄箱を用いて保管
...						
...						

※産業廃棄物の保管の高さについては、規則第 27 条を予め確認すること。

搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じられていること。

本事業に用いる処理施設の詳細

<作成上の注意点>

※本紙は別紙8【高度再資源化事業計画の認定範囲】に記した処分拠点ごとに情報を網羅すること。

※「処理施設 No.」は別紙8で記載した「処分拠点 No.」(1-1などの親番号及び子番号)に加えて、処分拠点に含まれる施設ごとに孫番号を付けること。

※別紙番号は、下記1.の「処分拠点 No.」の親番号・子番号を用いて、「別紙10-親-子」となるように採番すること。

1. 処分拠点の概要

処分拠点 No.	申請者・再委託受託者の別	氏名又は名称	法人番号	処分拠点の所在地(若しくは場所)	電話番号
1 - 1	申請者	再資源化株式会社	XXXXXXXXXXXXXX	<廃棄物処理法における許可を有していない(又は当該認定で事業拡大)を行う場合> 別紙9-1-1参照	03-1234-5678

2. 処理施設の一覧・詳細

処理施設 No.	所有権(予定を含む) ※1、2	処理施設の場所	新たに設置する施設への該当性 ※3	処理施設の種類 ※4	処理する廃棄物の種類 ※5	処理方法	処理能力	型番	処理方式	搬入から搬出までの時間	廃棄物処理施設への該当性		取得済の許可番号		
											該否	施設種類	処分業(11桁)	施設設置	処分業許可証への記載有無
1 - 1 - 1	申請者	千葉県柏市〇〇町 XXXX番地	非該当(既設)	破碎施設	廃プラスチック類	破碎	40.0トン/日 (8時間)	XXXX-XX	1軸破碎	8:00~17:00	該当	産業廃棄物処理施設	XXXXXXXXXX X	XXXXXXXXXXXX	あり
1 - 1 - 2	XXX(株) (申請者の子会社)	千葉県柏市〇〇町 XXXX番地	非該当(既設)	破碎施設	金属くず	破碎	4.0トン/日 (8時間)	XXXX-XX	2軸破碎	8:00~17:00	非該当	—	なし	なし	なし
1 - 1 - 3	申請者	千葉県柏市〇〇町 XXXX番地	該当(新設工事有り)	破碎施設	廃プラスチック類	破碎	60.0トン/日 (8時間)	XXXX-XX	4軸破碎	8:00~17:00	該当	産業廃棄物処理施設	XXXXXXXXXX X	—	なし
1 - 1 - 4	申請者	千葉県柏市〇〇町 XXXX番地	非該当(既設)	焼却炉	紙くず、木くず	焼却	100トン/日 (24時間)	XXXX-XX	ストーカ炉式	8:00~17:00	該当	産業廃棄物処理施設	XXXXXXXXXX X	XXXXXXXXXXXX	あり

- ※1: 施設等の所有権が他者の場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付すること。
- ※2: 新たに設置する施設については、所有権(又は使用权)を該当事業者が有するかを、事業の進捗に応じて立入検査等で確認する。
- ※3: 新たに設置する廃棄物処理施設については別紙12-Xも作成すること。
- ※4: 施設の場合は、具体的に施設名(焼却炉、破碎施設、中和施設、脱水施設等)を記載すること。
処理施設の「能力」の数値は、小数点以下1桁まで表記することとし、小数点以下1桁未満の数値は四捨五入すること。
- ※5: 処理する一般廃棄物及び産業廃棄物の種類を具体的に記載すること。

- ・施設等の所有者が他者の場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付する。
- ・新たに設置する施設については、所有権(又は使用权)を該当事業者が有するかを事業の進捗に応じて立入検査等で確認する。
- ・新たに設置する廃棄物処理施設については別紙12-Xを作成する。
- ・搬入から搬出までの時間は1日の施設の受入開始時間と施設からの搬出終了時間を記載する。
- ・施設の場合は、具体的に施設名(焼却炉、破碎施設、中和施設、脱水施設等)を記載する。
- ・処理施設の「能力」の数値は、小数点以下2桁を切り上げて、小数点以下1桁まで記載する。
- ・廃棄物処理法の産廃処理施設、一般廃棄物処理施設の設置許可(※)の適否と記載能力を一致させる。

本事業に用いる廃棄物処理施設における維持管理の計画

<作成上の注意点>

※本紙は別紙 10-X の「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに作成すること。

※申請者が設置する施設に限られ、再委託受託者が設置する場合は対象外である。

※別紙番号は、下表「処理施設 No.」の親番号・子番号・孫番号を用いて、「別紙 11-親-子-孫」となるように採番すること。

処理施設 No.		1-1-1		
設置者の概要	氏名又は名称	再資源化株式会社		
	法人番号	XXXXXXXXXXXXXX		
	申請者・再委託受託者の別	申請者		
施設の概要	施設名	破碎施設		
	処理施設の場所	千葉県柏市〇〇町 XXXX 番地		
	処理施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設		
	処理する廃棄物の種類	廃プラスチック類		
	処理能力	40.0t/日 (8時間)		
維持管理の計画	排ガスの性状	設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
	ばいじん [g/Nm ³]			
	硫黄酸化物 [Nm ³ /h]			
	窒素酸化物 [cm ³ /Nm ³]			
	塩化水素 [mg/Nm ³]			
	ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm ³]			
	水銀 [μg/Nm ³]			
	放流水の水質	設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
	水素イオン濃度 [pH]			
	生物学的酸素要求量(BOD) [mg/L]			
	化学的酸素要求量(COD) [mg/L]			
	浮遊物質(SS) [mg/L]			
	その他※			
	騒音	70 dB	70 dB	1回/年
	振動	65 dB	65 dB	1回/年
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項			
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	受入時間以外はシャッターを常時閉める。 粉じんが飛散しないよう集塵装置を稼働させ適宜散水を行う。		

別紙 10 群に記す「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」かつ、「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに必要事項を記載する。

廃棄物処理施設ごとに維持管理の計画を記載すること。

※本事業計画に廃棄物処理施設を有する事業所が複数ある場合には、事業所ごとに本紙を作成すること。

※騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

※騒音、振動について、稼働時間帯で維持管理基準値等が変動する場合は、時間帯別に記載すること。

本事業に用いる廃棄物処理施設における維持管理の計画

<作成上の注意点>

※本紙は別紙 10-X の「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに作成すること。

※申請者が設置する施設に限られ、再委託受託者が設置する場合は対象外である。

※別紙番号は、下表「処理施設 No.」の親番号・子番号・孫番号を用いて、「別紙 11-親-子-孫」となるように採番すること。

処理施設 No.		1-1-3		
設置者の概要	氏名又は名称	再資源化株式会社		
	法人番号	XXXXXXXXXXXXXX		
	申請者・再委託受託者の別	申請者		
施設の概要	施設名	破碎施設		
	処理施設の場所	千葉県柏市〇〇町 XXXX 番地		
	処理施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設		
	処理する廃棄物の種類	廃プラスチック類		
	処理能力	60.0t/日 (8時間)		
維持管理の計画	排ガスの性状	設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
	ばいじん [g/Nm ³]			
	硫黄酸化物 [Nm ³ /h]			
	窒素酸化物 [cm ³ /Nm ³]			
	塩化水素 [mg/Nm ³]			
	ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm ³]			
	水銀 [μg/Nm ³]			
	放流水の水質	設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
	水素イオン濃度 [pH]			
	生物学的酸素要求量(BOD) [mg/L]			
	化学的酸素要求量(COD) [mg/L]			
	浮遊物質(SS) [mg/L]			
	その他※			
	騒音	70 dB	70 dB	1回/年
	振動	65 dB	65 dB	1回/年
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項			
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	受入時間以外はシャッターを常時閉める。 粉じんが飛散しないよう集塵装置を稼働させ適宜散水を行う。		

別紙 10 群に記す「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」かつ、「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに必要事項を記載する。

廃棄物処理施設ごとに維持管理の計画を記載すること。

※本事業計画に廃棄物処理施設を有する事業所が複数ある場合には、事業所ごとに本紙を作成すること。

※騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

※騒音、振動について、稼働時間帯で維持管理基準値等が変動する場合は、時間帯別に記載すること。

本事業に用いる廃棄物処理施設における維持管理の計画

<作成上の注意点>

※本紙は別紙 10-X の「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに作成すること。

※申請者が設置する施設に限られ、再委託受託者が設置する場合は対象外である。

※別紙番号は、下表「処理施設 No.」の親番号・子番号・孫番号を用いて、「別紙 11-親-子-孫」となるように採番すること。

処理施設 No.		1-1-4		
設置者の概要	氏名又は名称	再資源化株式会社		
	法人番号	XXXXXXXXXXXXXX		
	申請者・再委託受託者の別	申請者		
施設の概要	施設名	焼却炉		
	処理施設の場所	千葉県柏市〇〇町 XXXX 番地		
	処理施設の種類	紙くず、木くずの焼却施設		
	処理する廃棄物の種類	紙くず、木くず		
	処理能力	100t/日 (24 時間)		
維持管理の計画	排ガスの性状	設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
	ばいじん [g/Nm3]	0.01 以下	0.04 以下	2 回/年
	硫黄酸化物 [Nm3/h]	100 以下	150 以下	2 回/年
	窒素酸化物 [cm3/Nm3]	100 以下	180 以下	2 回/年
	塩化水素 [mg/Nm3]	100 以下	200 以下	2 回/年
	ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm3]	0.1 以下	0.1 以下	2 回/年
	水銀 [μg/Nm3]	30 以下	50 以下	2 回/年
	放流水の水質	設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
	水素イオン濃度 [pH]	5.0~9.0	5 を超え 9 未満	1 回/日
	生物化学的酸素要求量(BOD) [mg/L]	600	600	1 回/月
	浮遊物質(SS) [mg/L]	600	600	1 回/月
	ダイオキシン類 [pg-TEQ/L]	10 以下	10 以下	1 回/年
	その他※			
	騒音	70 dB	70 dB	1 回/年
	振動	65 dB	65 dB	1 回/年
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	測定箇所は別紙図面のとおり 測定結果は弊社 HP に掲載する。		
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	受入時間以外はシャッターを常時閉める。 ばいじん及び焼却灰は散水により飛散・流出防止を徹底する。 日常点検及び定期点検を実施する。		

別紙 10 群に記す「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」かつ、「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに必要事項を記載する。

廃棄物処理施設ごとに維持管理の計画を記載すること。

※本事業計画に廃棄物処理施設を有する事業所が複数ある場合には、事業所ごとに本紙を作成すること。

※騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

※騒音、振動について、稼働時間帯で維持管理基準値等が変動する場合は、時間帯別に記載すること。

各処分拠点の詳細

<作成上の注意点>

※本紙は別紙 8 【高度再資源化事業計画の認定範囲】に記した処分拠点ごとに作成すること。

※右上の別紙番号は、下記 1.の「処分拠点 No.」の親番号・子番号を用いて、「別紙 9 - 親 - 子」となるように採番すること。

1. 処分拠点の概要

処分拠点 No.	申請者・再委託受託者の別	氏名又は名称	法人番号	処分拠点の所在地（若しくは場所）	電話番号
2 - 1	再委託受託者	株式会社彩乃国環境	XXXXXXXXXXXXXX	<既に廃棄物処理法における許可を有している拠点の場合> ■■県▲▲市・・・	XX-XXXX-XXXX

2. 事業地の想定条件

廃棄物処理法に基づく許可を保有していない事業地である		→ 「3. 事業地の状況」を記入すること
廃棄物処理法に基づく許可を保有する事業地であるが、事業地の拡大を行う		
上記以外（いずれにも当てはまらない）	○	→ 「3. 事業地の状況」の記入は不要

※該当するものに○を付けること

3. 事業地の状況

<作成上の注意点>

※2.で「廃棄物処理法に基づく許可を保有していない事業地である」もしくは「廃棄物処理法に基づく許可を保有する事業地であるが、事業地の拡大を行う」に該当する場合にのみ下表を記入し、該当しない場合は空欄とすること。

登記簿上の所在地	地番	地目	一部利用※1の該当	所有者※2
	空欄			

※1 該当筆の全ての敷地ではなく、一部のみを使用する場合に該当します。一部利用の際は控除面積を明らかにする図面を添付すること。

※2 申請者が所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付すること。

(申請時に所有権等を有しない場合は、事業開始前に報告徴収等により権利を有している状態であるか確認する)

4. 計画地周辺の状況

排水の状況					その他
排水の状況	公共下水道	公共用水域※	地下浸透	無	主な搬入路は事業所前の県道●号及びそれに接続される国道●号とする 周辺に教育施設・病院の設置無
	○				
※公共用水域の場合 水路名 ()					
雨水排水の状況	公共下水道	公共用水域※	地下浸透	無	
		○			
	※公共用水域の場合 水路名 (▲▲川)				

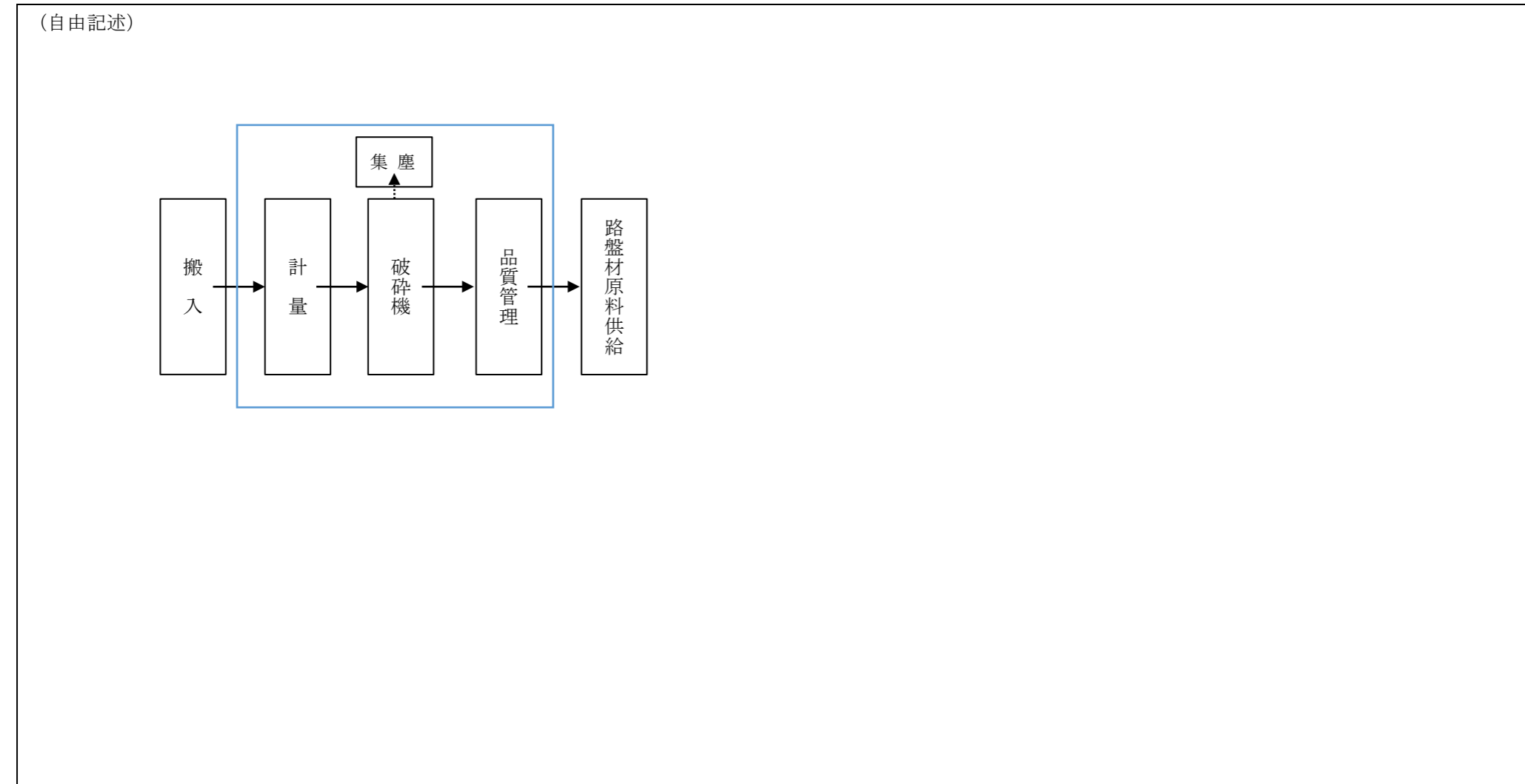
※排水の状況については、該当するものに○をつけること。

本計画を実施する処分拠点について、用途地域、計画地周辺の状況（住居の有無、ある場合は計画地からの最短距離）や処理施設の一覧、各処理施設の詳細情報を記載する。

5. 上記処分拠点における工程図

<作成上の注意点>

※各拠点において搬入（処理対象の廃棄物等や中間品など）から搬出（中間品や処理残渣など）に至るまでに存在する全ての工程を記載すること。



6. 本処分拠点に含まれる保管施設の概要

<作成上の注意点>

※申請者が自ら設置する施設のみ記載すること

※「保管施設 No.」は 1. に記載した「処理施設 No.」を親番号及び子番号とし、それぞれの保管施設ごとに孫番号を付けること。

保管施設 No.	保管する廃棄物の種類	処理前及び 処理後の別	保管面積	保管高さ※	設置場所の別（屋内又は屋外）	
						屋外保管を伴う場合の対応方針
	該当なし					
..						

※産業廃棄物の保管の高さについては、規則第 27 条を予め確認すること。

本事業に用いる処理施設の詳細

<作成上の注意点>

※本紙は別紙8【高度再資源化事業計画の認定範囲】に記した処分拠点ごとに情報を網羅すること。

※「処理施設 No.」は別紙8で記載した「処分拠点 No.」(1-1などの親番号及び子番号)に加えて、処分拠点に含まれる施設ごとに孫番号を付けること。

※別紙番号は、下記1.の「処分拠点 No.」の親番号・子番号を用いて、「別紙10-親-子」となるように採番すること。

1. 処分拠点の概要

処分拠点 No.	申請者・再委託受託者の別	氏名又は名称	法人番号	処分拠点の所在地(若しくは場所)	電話番号
2 - 1	再委託受託者	株式会社〇〇環境	XXXXXXXXXXXXXX	<既に廃棄物処理法における許可を有している拠点の場合> 埼玉県春日部市●●567番地	XXX-XXXX-XXXX

2. 処理施設の一覧・詳細

処理施設 No.	所有権(予定を含む) ※1、2	処理施設の場所	新たに設置する施設への該当性 ※3	処理施設の種類 ※4	処理する廃棄物の種類 ※5	処理方法	処理能力	型番	処理方式	搬入から搬出までの時間	廃棄物処理施設への該当性		取得済の許可番号		
											該否	施設種類	処分業(11桁)	施設設置	処分業許可証への記載有無
2 - 1 - 1	申請者	埼玉県春日部市●●567番地	非該当(既設)	破碎施設	廃プラスチック類	破碎	40.0トン/日(8時間)	XXXX-XX	1軸破碎	8:00~17:00	該当	産業廃棄物処理施設	XXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXX	あり
2 - 1 - 2	XXX(株)(申請者の子会社)	埼玉県春日部市●●567番地	非該当(既設)	破碎施設	繊維くず	破碎	4.0トン/日(8時間)	XXXX-XX	2軸破碎	8:00~17:00	非該当	—	なし	なし	なし
2 - 1 - 3	申請者	埼玉県春日部市●●567番地	非該当(既設)	破碎施設	がれき類	破碎	60.0トン/日(8時間)	XXXX-XX	4軸破碎	8:00~17:00	該当	産業廃棄物処理施設	XXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXX	あり

- ※1: 施設等の所有権が他者の場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付すること。
- ※2: 新たに設置する施設については、所有権(又は使用权)を該当事業者が有するかを、事業の進捗に応じて立入検査等で確認する。
- ※3: 新たに設置する廃棄物処理施設については別紙12-Xも作成すること。
- ※4: 施設の場合は、具体的に施設名(焼却炉、破碎施設、中和施設、脱水施設等)を記載すること。
処理施設の「能力」の数値は、小数点以下1桁まで表記することとし、小数点以下1桁未満の数値は切り上げて記載すること。
- ※5: 処理する一般廃棄物及び産業廃棄物の種類を具体的に記載すること。

本事業で新たに設置する廃棄物処理施設の詳細

<作成上の注意点>

※本紙は別紙 10-X の「新たに設置する施設への該当性」で「該当」かつ、「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに作成すること。

※申請者が設置する施設に限られ、再委託受託者が設置する場合は対象外である。

※別紙番号は、下表「処理施設 No.」の親番号・子番号・孫番号を用いて、「別紙 12-親-子-孫」となるように採番すること。

処理施設 No.	1-1-3			
設置者の概要	氏名又は名称	再資源化株式会社		
	法人番号	XXXXXXXXXXXXXX		
	申請者・再委託受託者の別	申請者		
施設の概要	施設名	破碎施設		
	処理施設の場所	千葉県柏市〇〇町 XXXX 番地		
	処理施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設		
	処理する廃棄物の種類	廃プラスチック類		
	処理能力	60.0t/日 (8時間)		
	着工予定年月日	令和 XX 年 XX 月 XX 日		
	使用開始年月日	令和 XX 年 XX 月 XX 日		
位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	処理施設の位置	施設配置図のとおり		
	処理施設の処理方法	4軸破碎		
	処理施設の構造及び設備	受入設備、処分のための保管設備、処理施設		
	処理に伴い生ずる排ガスの量及び処理方法	排ガスの量		
		排ガスの処理方法		
		煙突の状況	煙突の数	本
		煙突の位置	煙突の高さ	m
	処理に伴い生ずる排水の量及び処理方法	排水の量		
		排水の処理方法		
		放流口の位置		
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	排ガスの性状		
		放流水の水質		
		その他	騒音 70dB以下 振動 65 dB以下	
その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項	振動を抑制するために防振ゴムを設置する。			

- ・別紙 10 群に記す「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに必要事項を記載する。
- ・申請者が設置する施設に限られ、再委託受託者が設置する場合は対象外。

廃棄物処理施設を設置する場合の導入予定設備・装置の一覧等

<作成上の注意点>

※本紙は、申請者が本認定申請に係る廃棄物処理施設を新たに設置する場合に提出を必要とし、廃棄物処理施設を設置しない場合、又は、再委託受託者が設置する場合は作成不要である。

※記載内容は、別紙 12-X「本事業で新たに設置する処理施設の詳細」や添付 1「当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面」、添付 10「当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図」と整合させること。

※別紙番号は、下表「処理施設 No.」の親番号・子番号・孫番号を用いて、「別紙 13-親-子-孫」となるように採番すること。

処理施設 No.	1-1-3	施設名※1	破碎施設		
施設所有者の氏名又は名称	再資源化株式会社	処理施設の場所	千葉県柏市〇〇町 XXXX 番地		
処理施設の種類※2	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力	60.0 トン/日		
設備 No.	設備の種類※3	メーカー・型番	数量	設置形態	
				新設、又は増設	既設
①	選別装置（磁力選別機）	(株)プラント製作所、NA-22	1 台	○	
②	選別装置（光学選別機）	(株)プラント製作所、NA-33	1 台	○	
③	破碎装置	(株)環境工業、RC-500	1 台	○	
④	選別装置（風力選別機）	(株)XX、XX-XX	1 台	○	
⑤	破碎装置	(株)XX、XX-XX	1 台	○	
⑥	選別装置（磁力選別機）	(株)XX、XX-XX	1 台	○	
⑦	熔融装置・押込装置	(株)XX、XX-XX	1 台	○	
⑧	計測器（赤外線分析装置）	(株)XX、XX-XX	1 台	○	
⑨	搬送装置	(株)XX、XX-XX	1 台	○	
⑩	集塵装置	(株)XX、XX-XX	1 台	○	
⑪	配管	(株)XX、〇〇m ダクト配管	5 本	○	
…	…	…	…	…	

※1：対象設備が複数の施設にまたがる場合は施設ごとに本紙を作成すること。

※2：廃棄物処理法に基づいて判断した場合に該当する施設の種類を記載すること。施設の定義・分類については、一般廃棄物を扱う場合は廃棄物処理法施行令第 5 条、産業廃棄物を扱う場合は廃棄物処理法施行令第 7 条を参照すること。（参考：<https://laws.e-gov.go.jp/law/346CO0000000300/>）

※3：設備の種類は下記の設備名を用いること。その詳細について括弧書きで補足すること。

焼却装置、熔融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜（りゆう）装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（熔融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備（ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽（再生利用の用に供するものに限る。）を有するものに限る。）

生活環境に係る被害を防止するための措置について

再資源化株式会社 は、本申請に係る処理の工程において、一般廃棄物処理基準又は資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第 13 条第 4 項の政令で定める基準に適合しない処理が行われ、生活環境に係る被害を防止する必要がある場合には、当該不適正な処理を行った者に対して支障の除去等の必要な措置を行うよう指導するとともに、仮に不適正な処理を行った者が支障の除去等の必要な措置を講じない場合は、これらの者に代わり遅滞なく支障の除去等の必要な措置を講じます。

一般廃棄物処理基準又は産業廃棄物の処理基準に適合しない処理が行われ、生活環境に係る被害を防止する必要がある場合に、申請者が当該高度再資源化事業の責任者として、必要な措置を講じる旨を誓約する。

住所 : 東京都千代田区霞が関一丁目 2 番 3 号
氏名又は名称 : 再資源化株式会社
代表者の氏名 : 代表取締役 環境 太郎
(申請者が法人の場合に記入)

- ・申請者が法人の場合は、住所・社名・役職・代表者名を記入
- ・個人の場合、住所・名前のみを記入

誓約・保証書

再資源化株式会社 は、申請にあたり、下記を誓約・保証します。

1. 申請者【(別紙4に記載された再委託受託者を含む。)】が資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(以下「法」という。)第11条第4項第5号イからトまでのいずれにも該当しないこと。
2. 申請者【(別紙4に記載された再委託受託者を含む。)】が資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第9条第1号イ及びロに適合すること。
3. 当該申請に係る法第11条第2項第7号に掲げる施設が規則第9条第2号イ及びロに適合すること。
4. 当該申請に係る法第11条第2項第8号に規定する施設が規則第9条第3号イ、ロ及びニに適合すること。
5. 当該申請に係る法第11条第2項第9号ニに掲げる計画が規則第10条各項で定める技術上の基準に適合していること。
6. 当該申請に関する法第11条第2項第9号ニ及びホに掲げる計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び規則第11条で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
7. 申請者の能力が、当該申請に係る法第11条第2項第9号ニ及びホに掲げる計画に従って当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則第12条各号で定める基準に適合するものであること。
8. 上記のいずれかを満たさなくなった場合は、その旨を環境大臣に遅滞なく報告すること。

住所 : 東京都千代田区霞が関一丁目2番3号
 氏名又は名称 : 再資源化株式会社
 代表者の氏名 : 代表取締役 環境 太郎
 (申請者が法人の場合に記入)

- ・1~8までの各要件に適合している旨を誓約する。
- ・申請者が別紙4に記載された再委託受託者全員分を含めて誓約してもよい。
- ・または、ここの再委託受託者が個々に誓約する。
- ・あるいは、一部の再委託受託者は個別に誓約し、残りを申請者が一括で誓約してもよい。

- ・申請者が法人の場合は、住所・社名・役職・代表者名を記入
- ・個人の場合は、住所・名前のみを記入